

別府市立図書館資料収集方針

令和 8 年 5 月 2 6 日

教育委員会

(趣旨)

第 1 条 この方針は、別府市立図書館等複合施設の設置及び管理に関する条例施行規則（令和 6 年教育委員会規則第 5 号）第 3 9 条の規定に基づき、別府市立図書館（以下「図書館」という。）の資料の収集に関し必要な事項を定めるものとする。

(収集の基本方針)

第 2 条 図書館は、「図書館法」及び「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に示された精神に基づき、市民の「知る権利」を保障する機関として、次の各号に基づき、媒体を問わず幅広い資料の収集・整理・保存に努める。

- (1) 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
- (2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
- (3) 職員の個人的な関心や好みによって選択をしない。
- (4) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって、収集の自由を放棄したり紛糾をおそれて自己規制したりはしない。

2 前項の規定によって収集した資料が、どのような思想や主張を持っていても、それを図書館及び職員が支持しているものではない。

(収集資料の種類)

第 3 条 収集する資料の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 図書（一般図書、児童図書、外国語図書、参考図書）
- (2) 逐次刊行物（新聞・雑誌等）
- (3) 地域資料
- (4) 別府温泉資料
- (5) アクセシブルな書籍
- (6) 電子資料（オンラインデータベース含む）
- (7) その他

(収集資料の範囲)

第4条 収集する資料の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 収集資料は、国内で刊行される資料を中心とする。
- (2) 外国語資料及び国外の刊行資料については、国際観光温泉文化都市としての特性を踏まえ、多文化共生の推進、国際理解の深化、及び観光交流の促進等を図るため、地域のニーズに応じて多様性を考慮した資料の収集に努めるものとする。
- (3) 地域・郷土資料館においては、温泉文化を次世代に継承するため、郷土及び温泉に関する資料を収集する。

(地域・郷土資料館の重点収集方針)

第5条 前条第3号の規定に基づき、地域・郷土資料館において収集する資料は、別府温泉の歴史、文化、科学及び産業に関する資料を専門的かつ体系的に収集し、温泉文化の継承と研究基盤の形成を図るものとし、次の各号に掲げる資料を重点的に収集する。

- (1) 別府が日本最大の温泉町へと発展した明治中期から昭和初期にかけての歴史的資料
- (2) 温泉の社会史、文化史及び観光史等の人文科学又は社会科学分野の資料
- (3) 温泉科学、温泉医学及び地質学等の学術的又は科学的価値を有する自然科学分野の資料
- (4) 温泉による健康増進、療養等に関する資料

(その他の重点収集方針)

第6条 前条に定めるもののほか、重点的に収集する資料は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 地域経済の活性化に資するビジネス支援等の課題解決サービスを提供するため、経営、起業・創業、マーケティング、労働及び資格取得等の実践的資料を中心に、社会科学、産業並びに医療及び福祉分野の蔵書の充実を図る。
- (2) 児童図書は、「別府市子どもの読書活動推進計画」に基づき、学校や地域の子どもの読書活動を支援するために必要な資料の充実を図る。

(資料別収集方針)

第7条 資料別の収集方針は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 図書

ア 一般図書は、市民の暮らし、学習、仕事、レクリエーションなどの生涯学習や読書活動の基盤となる資料を、全分野にわたり、入門的なものから専門的なものまで、幅広く収集する。

イ 児童図書は、乳幼児から小学生までの発達段階にある子どもが、読書の楽しみを発見するとともに、知りたいことや調べたいことの情報を得ることができるよう、幅広い分野の資料を収集する。

ウ 外国語図書は、民族的、言語的、文化的に多様な市民の読書要求に対応するとともに、外国の言語や文化に関する知識を深めることができる資料を収集する。

エ 参考図書は、辞書や統計、年鑑、要覧等、調査研究に役立つ資料を各分野にわたり体系的に収集する。

(2) 逐次刊行物（新聞・雑誌等）

ア 新聞は、主要全国紙及び地方紙、地域新聞の他、外国語の新聞や子ども向けの新聞も収集する。

イ 雑誌は、様々な世代の要望に応えるため、国内発行の雑誌を中心に多様な観点に立ち、政治・経済・文化・思想等幅広い分野の雑誌を収集する。

(3) 地域資料

ア 別府市及び大分県に関する資料を中心に収集する。

イ 別府市の歴史、自然、文化、風土、市民活動に関する資料や郷土にゆかりのある人の著作を収集する。

(4) 別府温泉資料

ア 別府温泉を総合的かつ相対的に把握できる資料を、パンフレットや地図等書籍以外の形態のものも含め、幅広く収集する。

イ 新刊書のみならず、古書や寄贈図書も収集の対象とし、コレクションの構築に努める。

(5) アクセシブルな書籍

活字資料をそのままの形で利用することが難しい人のために、大活字本、点字図書、録音図書、デイジー図書、LLブック（やさしく読

める本)、布の絵本等の資料についても可能な限り収集する。

(6) 電子資料（オンラインデータベース含む）

ア 館内において、調べたい内容により的確にアクセスできるよう、オンラインデータベースを整備する。

イ 来館できない人や紙資料へのアクセスに課題を有する人も、それぞれに合った方法で読書を楽しむことができるよう、電子書籍を整備する。

(7) その他

技術の進歩による新しい形態の資料については、その普及度・利便性・継続性を考慮し、収集の対象に加える。

（収集方法及び部数）

第8条 資料は、購入、寄贈等の方法で収集する。

2 収集する資料は原則として1部とし、複数部を収集するものは資料選定基準で別に定める。

（資料選定の検討及び決定）

第9条 資料の選定にあたっては、本方針及び別に定める資料選定基準に基づき、職員が選書を行い、選書会議における協議を経て、館長がこれを決定する。

2 前項の規定にかかわらず、別府温泉資料のうち稀覯資料等の選定については、必要に応じて学識経験者の意見を聴取したうえで行う。

（修復及びデジタル化）

第10条 所蔵する価値ある資料を後世に継承するため、必要に応じて修復及びデジタル化等による複製を行い、原資料の保存に努める。

（資料の更新）

第11条 長期にわたって利用される資料が、汚損又は破損等により利用に供することができなくなった場合には、代替となる資料の収集により更新することとし、その具体の基準は、資料選定基準で定める。

（資料の除籍及び保存）

第12条 常に新鮮で適切な蔵書構成を維持するため、資料の特性や利用価値に応じた除籍及び保存を行うこととし、その具体の基準は、資料選定基準で定める。

(蔵書の評価及び充実)

第13条 蔵書の質的向上を図るため、定期的に蔵書構成の評価を行い、分野ごとの特性に応じた蔵書の充実に努める。蔵書の評価にあたっては、現在の市民ニーズ及び将来的な利用可能性を考慮するものとする。

(利用者からの意見)

第14条 利用者からの蔵書についての意見や資料リクエストについては、蔵書構成への意見として受け、本方針及び別に定める資料選定基準に適合するものは予算の範囲内で収集するよう努め、適合しないものについては相互貸借等を活用して提供するよう努める。

(方針の公開及び改訂)

第15条 本方針は、これを広く市民に公開するとともに、市民の要求や意見を真摯に受け止め、必要に応じて随時改訂する。

2 本方針の策定及び改訂にあたっては、図書館協議会の意見を聴取したうえで行う。また、本方針に基づく蔵書構成及び収集実績について、年度ごとに同協議会に報告し、意見を聴取するものとする。